

砥部町犯罪被害者等支援要綱

平成 21 年 9 月 14 日

砥部町告示第 86 号

(目的)

第 1 条 この告示は、犯罪被害者支援等基本法（平成 16 年法律第 161 号）に基づき、犯罪被害者等に対し精神的打撃の緩和を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、町内に居住する者（町内において事業を営む個人又は法人を含む。）をいう。

(窓口の設置)

第 3 条 町の関係する課等及び関係機関との調整を図り、犯罪被害者等からの相談の対応、支援に関する情報提供その他犯罪被害者等の支援のための窓口を設置するものとする。

2 前項に規定する窓口は、地域振興課に置く。

(支援事業)

第 4 条 町長が実施する犯罪被害者等に対する支援事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うこと並びに犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介すること。
- (2) 犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、必要な情報の提供を行うこと。
- (3) 犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、又は犯罪被害者等の心身の状況に配慮するため、犯罪被害者等の被害に係る手続き、治療等に関し必要な情報の提供を行うこと。
- (4) 犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活への平穏への配慮の重要性等について町民及び職員の理解を深めるよう、教育活動、広報活動等を行うこと。
- (5) 犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する情報の収集、整理及び活用を行うこと。

(安全の確保)

第 5 条 町長は、関係機関と連携し犯罪被害者等が再び被害を受けることがないように、犯罪被害者等にかかる個人情報の適切な取扱いの確保を図るものとする。

(犯罪被害者支援を行わないことができる場合)

第 6 条 次に掲げる場合には、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

- (1) 犯罪被害者等が犯罪等を誘発したとき。
- (2) 前号に掲げるほか、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和２年８月３日告示第 158 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和６年３月１４日告示第 43 号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。